

令和6年度 七飯町営住宅入居者募集案内

○ 募集概要

町営住宅の入居募集は、現在空き家となっている住宅について募集します。
なお、道営住宅については、函館市住宅都市施設公社でご確認ください。

※一般財団法人 函館市住宅都市施設公社

住所：函館市花園町24番2号 電話：0138-30-3126

○ 募集団地

今年度の募集団地は、別表の住宅・家賃一覧のうち募集時空き家となっている住戸です。

○ 申込み受付期間について

1. 期 間	第1回	令和6年7月1日	月	～	令和6年7月5日	金
	第2回	令和6年11月1日	金	～	令和6年11月8日	金
	第3回	令和7年3月3日	月	～	令和7年3月7日	金

2. 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

3. 場 所 七飯町役場 都市住宅課 住宅対策係

○ 申込み資格

1. 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻予定も含む）の世帯人数により申込できる団地は下記の通りです。

※単身	本町上台団地、桜B団地、吉野山団地、鳴川高台団地 1LDK
2人以上	本町上台団地、桜B団地、吉野山団地 冬トピア団地 2LDK 3LDK 大沼団地 2LDK 3LDK 鳴川高台団地 2LDK 3LDK

※単身の方は下記のいずれかに該当する場合お申し込みいただけます。

- (1) 60歳以上の方
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障がい者でその障がいの程度が国土交通省令で定める程度である方
- (3) 戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の程度が国土交通省令で定める程度の方
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- (5) 生活保護を受けている方
- (6) 海外からの引揚者で、引き揚げた日から5年を経過しない方
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で次に該当する方
 - イ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から、起算して5年を経過していない方
 - ロ 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により、裁判所が行った命令の申立てをした者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

2. 世帯の収入が公営住宅法施行令に定める基準の方

区分	収入基準 月 額	扶 養 親 族				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	158,000円 以下	2,968,000 未満	3,512,000 未満	3,996,000 未満	4,472,000 未満	4,948,000 未満
裁量階層	214,000円 以下	3,888,000 未満	4,364,000 未満	4,836,000 未満	5,312,000 未満	5,788,000 未満

※ 裁量階層とは、次の要件に該当する方がいる場合に適用されます。

- a. 入居者が60歳以上で、同居者全員が60歳以上又は18歳未満の場合
- b. 同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合
- c. 入居者又は同居者に障がいのある方がいる場合

ただし、入居世帯の中に特定扶養、障がい者等の対象者がいる場合は、表中の収入額以上あっても入居基準に該当する場合がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

3. 現に住宅に困窮していることが明らかな方

ただし、次の要件に該当する方は申込みできません。

- (1) 持ち家がある方は申し込むことができません。

ただし、持ち家を処分された方は、そのことがわかる売買契約書、又は登記事項証明書等の提出、または特段の事情により町営住宅に入居が決定しなければ持家を処分することができない等（確約書必須）の場合は申し込みができる場合があります。

- (2) 現在、公営住宅に入居している方については、原則申込できません。

ただし、現在同居している人数と現在入居している公営住宅の規模の不一致、または転勤により近隣の公営住宅に希望する時などは申込が出来る場合があります。

4. 町税等に滞納がない方。ただし、滞納があっても税務課で分納誓約等の承認を受け、遅滞なく履行されている方は申込可能な場合があります。

5. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でない方

○ 申込みに必要な書類

1. 七飯町営住宅入居申込書

2. 住宅に入居しようとする方全員の住民票（記載内容の省略をしていないもの）

3. 住宅に入居しようとする方のうち、収入のある方が必要となる書類

- (1) 給与所得者で、令和6年1月1日以前から現在まで同じ勤務先の方は、令和5年分の源泉徴収票または、令和6年度（令和5年分）の課税・非課税証明書。

令和6年1月2日以降に現在の職場に勤務された方は職場からの給与証明書（所定の用紙を窓口で交付）

- (2) 事業所得者の方は、令和5年分の確定申告書の写し。または、令和6年度（令和5年分）の所得証明書。令和6年1月2日以降に事業を始めた方は事業収入申告明細書（所定の用紙を窓口で交付）

- (3) 生活保護受給者は、直近の保護決定通知書の写し

- (4) 失業中の方は、離職票又は雇用保険受給資格者証、退職証明書（任意様式）

- (5) 年金受給者は、令和5年分の公的年金の源泉徴収票、または直近の年金改定通知書、若しくは、令和6年度（令和5年分）の課税・非課税証明書。

4. 無職の方は、無職無収入申出書（所定の用紙を窓口で交付しています）

5. 婚約中の方は、婚約証明書（所定の用紙を窓口で交付しています）

6. 身体障がい者等の方は、それを証明する証書（身体障害者手帳等）

7. 健康被保険者証の写し（扶養親族、資格年月日等を確認するため持参してください）

8. 令和5年度の納税証明書

- (1) 令和5年1月1日以前から七飯町に住んでいる方は、同意書（所定の用紙を窓口で、交付しています）

- (2) 令和5年1月2日以降七飯町に転入してきた方、又は現在七飯町外に住んでいる方は、令和5年1月1日現在お住まいの市町村発行の令和元年度道・市町村民税の納税証明書

9. 暴力団員であるかどうかについて、北海道函館方面函館中央警察署長の意見を聴くことにつ

○ 入居者の決定

入居者の決定については、「入居者選考委員会」において申込者の中から住宅の困窮度合い等を考慮して入居補欠者の順位を決定し、結果は選考委員会終了後に申込者に通知します。（入居補欠者として認める期間は次回申込み月の前月の末日までです）

○ 入居の手続き

1. 七飯町営住宅入居請書を提出していただきます。
請書には連帯保証人1名の署名と捺印が必要です。（申込時にも必ず記載してください。）
連帯保証人の条件・・・入居者全員の合計所得と同額以上の所得のある方等。
2. 敷金として家賃の2ヶ月分を納入していただきます。
敷金は退去時にお返ししますが、家賃の未納や破損等がある場合は差し引きます。なお、敷金には利息はつきません。

○ その他の条件及び注意事項

1. 入居者は毎年度、収入及び世帯の状況を申告していただきます。
2. 家賃は年度ごとに、入居者全員の所得や世帯の状況によって異なります。
3. 入居後の家賃は毎月末日までに納入して下さい。
4. 住宅では、犬・猫等のペット類を飼育することはできません。
現在、ペットを飼っている方は手離して頂くことが入居の絶対条件となります。万一、飼育が判明した場合には、住宅の明け渡しを求めることとなりますので、ご注意ください。
5. 公営住宅に3年以上入居していて、政令で定める基準を超える方は、収入超過者となります。また、5年以上入居していて、最近2年間引き続き政令で定める基準を超える収入のある方は高額所得者となり、住宅を明け渡す義務が生じます。
6. 入居者は公営住宅法、七飯町営住宅の設置条例を守って入居してください。
7. 連帯保証人となる方は、入居者が滞納（3か月以上）したときに極度額を負担することとなります。負担する極度額は、七飯町営住宅入居請書提出時の家賃12か月分を限度とします。
8. 家賃には修繕費などが含まれていますが、この修繕費で七飯町が行う修繕の範囲は公営住宅法で建物および給排水、電気、ガス施設等の構造上重要な部分と定められており、このこと以外の修繕などは基本的に入居者が行うこととなります。
入居時の修繕は居住可能な最低限度の修繕となっております。公営住宅には築後20年を経過している建物も多数あり、新築同様ではありませんのでご理解ください。
9. 町営住宅退去時は住戸内の検査があります。住戸内の点検時に修繕が必要と判断されたとき、または室内の清掃が十分でないときは、退去される方の負担となりますので大切に使用して下さい。
10. 家賃等のほかに共益費として自治会費があります。また自治会の活動には積極的に参加するよう努めてください。

〈担当窓口〉

〒041-1192

亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

七飯町役場

都市住宅課 住宅対策係

電話（0138）65-5794

【 別 表 】

令和6年度 七飯町営住宅入居者募集住宅・家賃一覧

鳴川高台団地		間取り	専用面積	家賃（月額）	トイレ	浴室設備	駐車場
		1LDK	46.6㎡ ～47.1㎡	14,800円 ～ 30,200円	水洗	有	有
所 在	鳴川5丁目19-1～5		2LDK	66.3㎡ ～66.7㎡	21,100円 ～ 42,900円	備考	
管理戸数	120戸					オール電化住宅（キッチン グヒター・蓄熱暖房機 リース） エレベーター付き	
建 築 年	平成15年～平成23年		3LDK	79.5㎡ ～79.9㎡	25,300円 ～ 51,600円		
構 造	3階建て						
冬トピア団地		間取り	専用面積	家賃（月額）	トイレ	浴室設備	駐車場
		2LDK	68.5㎡ ～ 71.1㎡	19,900円 ～ 40,500円	水洗	リース	有
所 在	本町8丁目15-1外		3LDK	77.2㎡ ～ 79.9㎡	22,400円 ～ 45,600円	備考	
管理戸数	136戸					浴室設備リース（91-2 棟）給湯器リース （86-1棟～91-1棟）	
建 築 年	昭和61年～平成3年						
構 造	3, 4階建て						
本町上台団地		間取り	専用面積	家賃（月額）	トイレ	浴室設備	駐車場
		3DK	50.0㎡ ～ 71.1㎡	12,800円 ～ 32,600円	水洗	無	無
所 在	本町8丁目12-1～10				備考		
管理戸数	48戸				メソネットタイプ		
建 築 年	昭和51年～昭和58年						
構 造	2階建て						
桜B団地		間取り	専用面積	家賃（月額）	トイレ	浴室設備	駐車場
		3DK	66.5㎡ ～ 71.1㎡	14,300円 ～ 31,500円	水洗	無	無
所 在	桜町1丁目4-6外				備考		
管理戸数	52戸				メソネットタイプ		
建 築 年	昭和53年～昭和56年						
構 造	2階建て						
大沼団地		間取り	専用面積	家賃（月額）	トイレ	浴室設備	駐車場
		2LDK	68.5㎡ ～ 76.5㎡	19,000円 ～ 41,900円	水洗	有	有
所 在	大沼町512-15		3LDK	72.9㎡ ～ 77.8㎡	20,300円 ～ 42,800円	備考	
管理戸数	60戸					電機温水器付	
建 築 年	平成7年～平成9年						
構 造	3階建て						
吉野山団地		間取り	専用面積	家賃（月額）	トイレ	浴室設備	駐車場
		2DK	53.3㎡	9,700円 ～ 14,600円	水洗	無	無
所 在	大沼町638-2				備考		
管理戸数	22戸		3DK	58.8㎡ ～ 71.1㎡	10,700円 ～ 29,800円	メソネットタイプ	
建 築 年	昭和49年～昭和59年						
構 造	2階建て						

※ 申込者全員に入居者選考委員会で入居補欠順位を定め、希望する団地に空き家が生じた場合、順次入居していただきます。

なお、補欠の有効期間は次回募集する前月までです。

町・道営住宅所在地マップ

本町地区

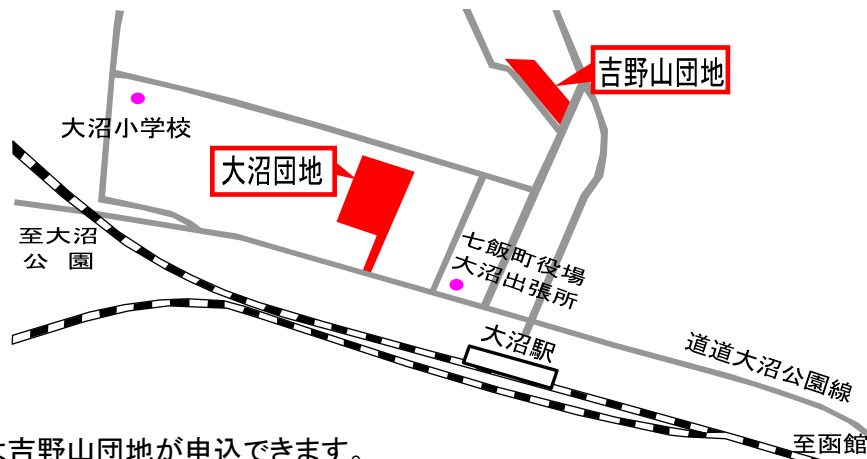
- 町営住宅 冬トピア団地 ●町営住宅 鳴川高台団地 ●町営住宅 本町上台団地
- 町営住宅 桜B団地



※単身者は本町上台団地、桜B団地、鳴川高台団地の1LDKが申込できます。

大沼地区

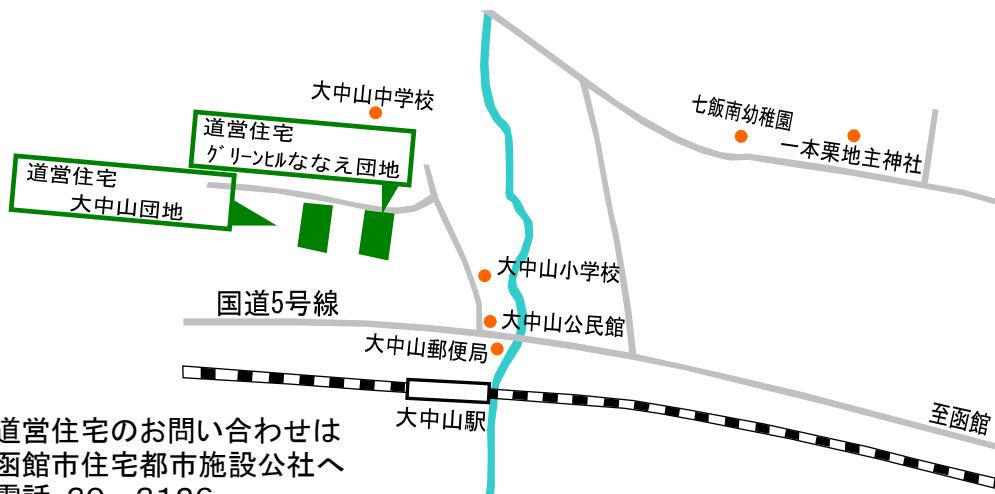
- 町営住宅 大沼団地 ●町営住宅 吉野山団地



※単身者は吉野山団地が申込できます。

大中山地区（道営住宅）

- 道営住宅 グリーンヒルななえ団地・大中山団地

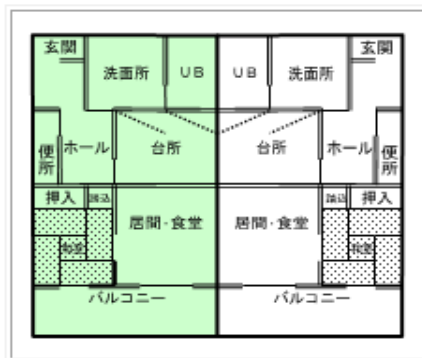


道営住宅のお問い合わせは
函館市住宅都市施設公社へ
電話: 30-3126

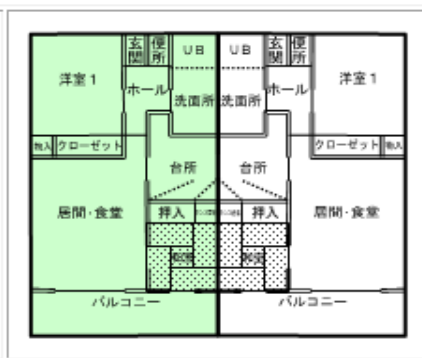
町営住宅間取り(一例)

<鳴川高台団地>

●1LDK



●2LDK

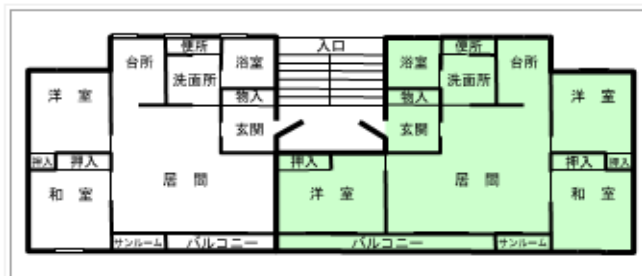


●3LDK



<冬トピア団地>

●冬トピア2LDK



●冬トピア3LDK



<大沼団地>

●大沼3LDK

●大沼2LDK

<本町上台団地・桜B団地・吉野山団地>

●3DK(メジネットタイプ)

